

広報



村章
昭和51年4月
1日に制定

こうなん

'77・6

No.100

編集・発行

大里郡江南村役場

TEL 36-1521 360-01



一旗やタスキを寄贈— 勤労者協議会から

児童、生徒の登下校時の交通安全を祈って村の勤労者協議会から、南北小学校に、道路横断用の小旗とタスキが贈られました。

登校の際には、父兄が安全指導に使用し、大変よろこばれています。

よい子ほど よくみてわたる
こうさてん

おもな内容

- 参議院議員選挙……………(2)~(3)
- 地方税法の一部改正……………(4)
- 農作業別雇用標準賃金……………(4)
- ソフトボール大会結果……………(5)
- 印鑑証明申請は手帳を……………(5)
- 郷土の伝説 第六話……………(6)
- 同和シリーズ④……………(6)
- 心配ごと相談案内……………(6)
- 青年とお年寄りの……………(7)
- 対話集会……………(7)
- 衛生関係行事予定……………(8)
- 飲酒運転の追放……………(8)

投票日は七月十日

参議院 地方選出議員通常選挙

開票は翌日七月十一日

任期満了による第十一回参議院議員通常選挙は、次のとおり行なわれます。

今回改選される議席は、地方区七六、全国区五〇、合計一二六議席です。

なお、埼玉県の地方区改選議席は二議席です。

一 公示日 6月17日

一 投票日時 7月10日(日)
午前七時から
午後六時まで

一 開票日 7月11日午前八時から

投票の順序

一 開票場所 役場会議室

各投票所での投票は、最初に地方区の投票、次に全国区の順で行なっていました。

登録基準日等

選挙人名簿に登録したり、抹消したりするためには、基準になる日が必要になりますが、その基準日、登録日は次のとおりです。

一 登録基準日 6月15日

一 登録日 6月16日

(1)昭和32年7月11日まで

に生まれ、江南村の住民台帳に引き続き記録されているかた

(2)昭和52年3月15日まで

に転入し、引き続き江南村の住民台帳に記録されているかた

住所転移者の投票

転出したかた

(1)昭和52年3月10日以降

江南村から他の市町村へ転出したかたで、江南村の選挙人名簿に登録(表示)されているかたは、江南村の従前の投票所で、投票できます。

転入したかた

(2)昭和52年3月16日以降に、他の市町村から、江南村に転入したかたで、転入前の市町村の選挙人名簿に登録

されているかたは、転入前の市町村の選挙人名簿に登録

されているかたは、転入前の市町村の選挙人名簿に登録

されているかたは、転入前の市町村の選挙人名簿に登録

されているかたは、転入前の市町村の選挙人名簿に登録

されているかたは、転入前の市町村の従前の投票所で投票できます。

※以上①、②のように住所の移動があっても、国の選挙なので、投票ができませんので、大切な一票を見ず見す無駄にしないようにいたしましょう。



前回選挙の開票事務(役場2階会議室)

務のため投票所に行けない人のために投票の例外として、投票日前に投票する不在者投票制度があります。

やむを得ない用務とは、たとえば、投票当日、業務に従事する人や、病気や出産などのため歩けない人や、予約してある旅行で変更するのが困難な場合などがあります。

不在者投票する場合、宣誓書にやむを得ない理由を記入して、押印していただければ投票できます。

なお、不在者投票所は、役場内に設けます。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害があり、身体障害者手帳を有するかた、または障害の程度が重度であると知事が証明したかたは一定の手続きを取ると、在宅のまま投票できるのがこの制度です。

この制度は、郵便によるため、時間がかかりますので、該当のかたは公示前でも手続きができる部分もありますので、早目に選挙におたずねください。

不在者投票のできる期間

これらの不在者投票のできる期間は、公示の日から、投票日の前

日までです。なお、郵便投票は、投票日の四日前までしかできませんのでご注意ください。

投票の時間は毎日午前八時三十分から、午後五時までです。

せっかく投票したのに無効票になつてしまつては大変です。投票にあつては特に次の点にご注意ください。

一候補者の氏名は欄内に一人はつきりと書いてください。

一候補者でない者の氏名、またはその他のことは書かないでください。

※選挙人名簿の縦覧

選挙人名簿への登録を6月16日

に行ないますが今回、新しく登録されたかたの名簿の縦覧を6月17日から6月21日までの間、朝八時三十分から午後五時まで役場で行

に行ないますが今回、新しく登録されたかたの名簿の縦覧を6月17日から6月21日までの間、朝八時三十分から午後五時まで役場で行

に行ないますが今回、新しく登録されたかたの名簿の縦覧を6月17日から6月21日までの間、朝八時三十分から午後五時まで役場で行

に行ないますが今回、新しく登録されたかたの名簿の縦覧を6月17日から6月21日までの間、朝八時三十分から午後五時まで役場で行

に行ないますが今回、新しく登録されたかたの名簿の縦覧を6月17日から6月21日までの間、朝八時三十分から午後五時まで役場で行

村内の各投票所一覧	
投票区	投票所
第一投票区	農業センター(御正農協裏)
第二	江南北小学校体育館(二本)
第三	宝光寺境内(板井)
第四	江南南小学校体育館(小江川)
第五	坂上公民館(成沢坂上)

前回投票率

72.24% 男女 74.99% 61.61%

過去の投票率を県と比較すると

前回の参議院選挙は、雨模様のおかげで、有権者のかたがたの関心が高く、参議院選挙としては、大変良い結果でした。そして、この投票率は、県の平均投票率を上廻ることができました。

投票区名	男	女	合計
第1投票区	598	629	1,227
第2 "	642	642	1,284
第3 "	600	637	1,237
第4 "	574	624	1,198
第5 "	552	548	1,100
合計	2,966	3,080	6,046

人数は次表のとおりです。

登録者数

登録日(6月16日)現在の選挙人は次表のとおりです。

このことは、名簿に登録されるべきかたが、まちがいでなく登録されているかどうかを、みなさんに見ていただくためのものです。

ないます。

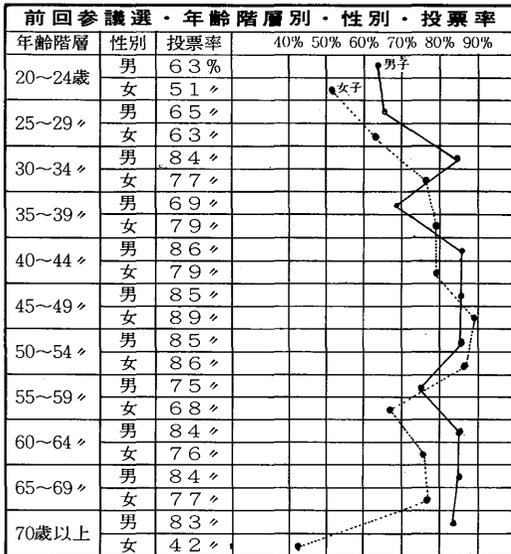
過去7回の参議院選挙・県平均との比較

執行年月日	天候	江南村	県平均	比較
昭和31年8月31日	時々雨	68.73%	83.18%	-14.45%
昭和34年2月3日	雨	60.70%	63.18%	-2.48%
昭和37年1月10日	時々雨	64.19%	65.74%	-1.55%
昭和40年4月14日	くもり	58.06%	45.73%	+12.33%
昭和43年7月10日	晴	62.75%	52.81%	+9.94%
昭和44年7月27日	一時雨	45.69%	51.56%	-5.87%
昭和49年7月7日	時々雨	72.24%	70.02%	+2.22%

次のようになります。

前回選挙の投票状況

昭和四十九年に行なわれた参議院選挙の年齢階層別・性別の投票状況は下のグラフのようになっています。



みんなそろって投票しましょう
投票はあなたがする政治です

日本国憲法が公布されて三十年を経過した今日、第十一回の参議院議員通常選挙を目前に控え、明るい選挙の推進と、投票総参加に向って、有権者のみなさんに次のことをお願いいたします。

- 一 私達一人一人が国政の創造者であることを深く認識し、ここに憲法で保障された参政権行使の意義を強くかみしめましょう。
- 一 参議院は、衆議院とならび、国の方向を決定する上で極めて重要な役割を持つものであり、参議院の今日的意義を問う意味においても今回の選挙の重要性を改めて認識いたしましょう。
- 一 投票は私達の主権意思の表明であり、棄権することなくすべての有権者がごぞつて投票に参加することを期待いたします。
- 一 投票に当たっては、真にきれいな選挙が実現されるように注意し、いやしくも金品や情実によつて投票を左右されないようにいたしましょう。

なぜ二院になつてゐるのか

多くの国が二院制になつてゐるのは、一院制だと、ともすれば国民の意思から離れた政治になる危険があり、重要な事柄の審議をくりかえして、慎重にするために、二院制になつてゐます。

そのため、参議院は衆議院のかたわらにあつて、政治がかたよらないように、たえず見守る重大な役目をもつてゐます。

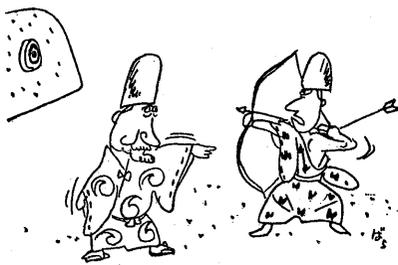
それで、リッパな人を選ぶために、被選挙者の年齢も五年高い、三十歳になつてゐます。

選挙と小話

一本の矢

またの機会があるわい……とorousかにするついに機会をのがしてしまふ(つれづれ草)

初めて弓をならうとき弓の先生は、「二つの矢を持つてはいけません。もう一本あるからとおろそかになります。この一本の矢で、心を定めて射なさい」と教えたといふ。



選挙を正しく、良い政治をと、一本の矢をつがえて、一本だけで、幸福のマトを射落したいものです。

地方税法の一部改正 4月1日から実施

昭和五十二年
の地方税の一部が
次のように改正さ
れましたので、お
知らせいたします。

この改正は、現
在の低成長経済の
景気刺激のために、
また、広く国民生
活に明るさを与え
るという意味から、
所得税、住民税に
ついて、各種所得
控除の引き上げに
よる負担調整を行
ない、税の軽減を
はかろうとするものです。

一 住民税関係

住民税の改正は、障害者、未成
年者、老年者、または寡婦につい
て課税範囲が年所得で七十万円が
八十万円に引き上げられました。
なお、低所得者層の軽減を図る
ため、均等割を課さないこととさ
れておりますが、今回、その一定
所得の算定額が引き上げになり、
次の算式から得られた額以下のか
たには、均等割が課せられません。
改正前 九万円×(控除対象配偶
者十扶養人員十一) 以下
改正後 十二万円×(控除対象配

二 法人税

偶者十扶養人員十一) 以下
の所得者
法人税の均等割の税率が次のと
り改正されました。

区 分	現 行	改 正
資本金額又は出資金額 が1億円を超えかつ、従業員 が100人超の法人	24,000円	80,000円
資本金額が1億円を超 えかつ、従業員が100人以下 の法人及び資本金額又は 出資金額が1千万円を 超え1億円以下の法人	12,000円	24,000円
資本金額又は、出資金 額が1千万円以下の法人	7,200円	8,000円

四 国民健康保険税関係

月割制度を採用してまいりました
が、事務量が多い割に税収が少な
いため、今回から月割課税の一部
を改正することになりました。
したがって、軽自動車税の課税
後に、同一村内で、用途や所有者
に変更があっても、税の還付や月
割課税を行ないません。

一 課税限度額が、十五万円から、
十七万円に引き上げられました。
二 擬制世帯主(国民健康保険の被
保険者でない世帯主)の所得割
額を算入しないこととされまし
た。

三 国民健康保険の資格を取得(転
入により)した場合は、加入し
た日から十五日以内に所得の申
告書を提出していただくことに
なりました。

五十一年分 所得税の特別減税

今回、昭和五十一年分所得税の
特別減税が行なわれ、次の金額が
還付されることになりました。
還付される金額は、本人は六千

三 軽自動車税関係

いままで、軽自動車税の課税は

あなたの街です。自然です。
吸がらの捨け捨てはやめよう。

Smokin Clean
自然に吸えば、自然に消える。吸がらも自然に分解して、自然に消える。

・日本専売公社

今月の納税

村県民税…第1期
国民健康保険税…
…第2期
納期限…6月30日
●日頃の貯蓄で
たしかな納税●



農作業別雇用標準賃金

今年度の農作業賃金は、五月二十

次表のとおり決定いたしました。

作業名	単価	賃金標準	備考
養蚕労賃	1日	4,000円	
麦刈り	〃	4,000円	
田耕起	ローター 10a	4,000円	
田耕起代かき	〃	8,000円	
〃	テラー 10a	8,000円	
苗とり	1日	4,500円	
田植	〃	4,500円	
機械田植	10a	7,000円	
大型 トラクター	17ワ メーター 当り	耕起 7,000円 代かき 7,000円 整地 7,000円 (特に依頼され た場合)	10a当り 各々 4,000円
麦の刈取	10a	結バ 東10,000円 ラ 9,000円	自脱 コンバイン
稲の刈取	〃	結バ 東12,000円 ラ 11,000円	〃
運搬料	〃	1,000円	ライムセクター 又は生糞等
水稲防除	〃	1,000円	
育苗	1箱	芽出し 300円 成苗 500円	
乾燥調製料	麦1K	16円	
備考	作業時間は1日とする		

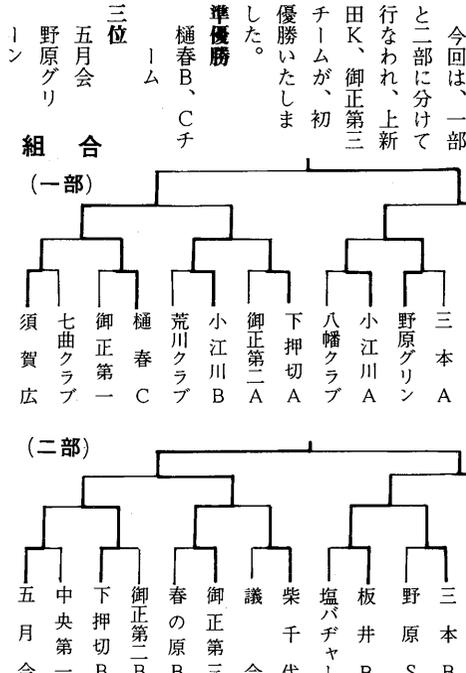
大型機械の田耕起
七日に開催された農業
労働力調整協議会で、

ソフトボール愛好会

春期大会結果

一部優勝：上新田Kチーム
二部優勝：御正新田第三チーム

五月二十二日、二十九日に行なわれたソフトボール大会の結果は下記のとおりです。



昨年四月一日から印かん証明申請の手続が改正されました事はチラシや広報紙などでご連絡いたしました。

ご持参願わないと、印かん証明書が交付できません。

印かん手帳は、必ずご持参ください。

なお、新条例による登録をまだ、行なっていないかたはなるべく早い機会に。

印鑑証明申請には必ず印鑑手帳を

登録をすまされませう、お願いします。印かん登録のお問い合わせは、住民課へどうぞ。

登録をすまされませう、お願いします。印かん登録のお問い合わせは、住民課へどうぞ。

郷土の伝説

郷土シリーズ 第六話

春の原 薬師如来

小江川 三角英吉

鉢形城主、北條氏邦は波の様に押しよせる豊臣方五万余騎の大軍を見て、この戦いが生涯最後のものになるだろうと思つた時が四十八歳、天正十八年（一五九〇）六月二日、氏邦は側室、春野の方と一子原之介に再興を誓つて深沢川の溪流より、筏に乗せ敵の追手をのがれて荒川を下らせました。

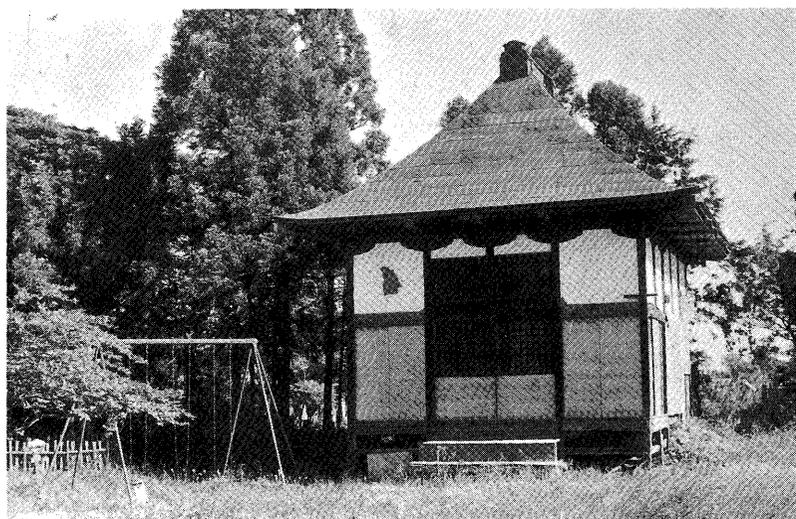
武蔵国押切村に中洲をはさんで流れの荒い方が男流、ゆるやかな方が女流と呼んで居ました。筏は解体して春野は女流、原之介は男流へと流され、原之介は息もたえだえに樋春裏へと押し付けられました。

あせる気持を押しさえ追う様にして見つけた民家へ救いを求めたのです。真言宗春原山真光寺（現在住持坂田光俊師）は地方切つての名刹、高僧有定和尚さんの厚意も遠慮してか、落ちれば同じ谷川の水と申して、無名の堂へと世をし

のぶかりの姿で身を寄せたのです。もとほと言え血を引く武士の娘、信仰していた薬師如来を本尊にして悩める人々の心のより所とし、薬草を採つては病人に与え、近所の子女に札儀作法を教えて居りましたが、故あって母の里へと旅立つにあたり、病になつたら薬

言う伝え話も聞いて居ります。薬師像は削り取られてなくなり現在の薬師尊は和尚さんの寄進による物だそうです。

昭和初期頃の縁日には、余興の芝居を見ながら目頭を押えるお年寄りや、参拝の善男善女が庭一ぱいの人だかりでカーバイトの灯りや、提灯の明りで無数の露店が軒をならべて、それはそれは賑わつたものですが、そんな風情は昔語りになりました。



（現在の春の原薬師堂）

師像を削つて護符にしてお飲みなさいと言ひ残して別れを告げたと

次回は、悲恋高山です。

格子越の須弥壇には、薬師瑠璃光如来が慈悲の面影を浮かべて、庶民の幸せを守つて居てくれているのでしよう。

同和問題シリーズ

一、部落の歴史

(一)近代日本のはじまり

明治政府……(1)

二六〇年余り続いた江戸幕府に
かわり、天皇を中心とする新しい
政府が生まれました。

新政府の役人は、江戸時代の終
り頃の財政難や一揆、打ちこわし
や外国からの圧力などに苦しんだ
ことを考え、

財政をたてな
おして、産業
を發展させ、
強い軍隊の育
成をはかるう
と努力しまし
た。



また、一八
七一年(明治
四年)には解放令を出し、今まで
の身分制度を廃止して、「えた・
非人」の呼び方を改め、身分や職
業も平民と同じにしました。

(三)身分解放令と

部落

身分解放令に大きな期待をもつ
た部落の人びとの生活は、明治に

なっても、
江戸時代と
ほとんど変
わらないき
びしいもの
でした。法律上は平等とされても

人びとの部落に対する差別観念は
改められず、日常生活のなかに交
際や結婚差別は生きつづけていき
ました。一片のお触れにすぎない
解放令で、封建時代の差別意識や
劣悪な生活が改善されるはずもな
く、農地が増えるわけでもありま
せんでした。一方、「えた・非人」

という身分が
廃止され、平
等になったと
いうのに、兵
役・納税・教
育の義務だけ
は、平等に課
せられること
になりました。

これまで、
部落の人びとの生活を支えてきた
皮革関係の特権も、部落以外の大
資本家によって圧迫され、零細な
部落の手工業はなりたたなくなり
部落の人びとにとって、解放令と
は名ばかりで、新しく義務だけが
課せられ、生活をいつそう圧迫し
たので、差別はなくなりませんで

「オリエンテーリングをしたい
が」「旅行や行楽に出かけたい」
「文学講座、文化講演会は開かれ
ていないかしら」。このような余暇
の過ごし方についての相談が最近
ふえています。

県では、こういった相談に応じ
るため、「余暇利用相談窓口」を
開設しています。

余暇相談窓口のご利用を 県民センターなどで開設

これは、週休二日
制の普及などに伴っ
て自由時間が、今後
かなりふえていくも
のと予測されること
ろから、県民がこの
自由時間をじょうず
に活用して、充実し
た生きがいのある生
活ができるよう助言
していくために設置
されたものです。

そして、この窓口
では、余暇利用に関
するいろいろな相談をはじめ、主
な公共余暇施設の案内、観光パン
フレットなどの配布も行っていま
す。

相談日は

相談日は、日曜日・祝日を除き
毎日、どなたでも無料でご利用で
きますので、お気軽にお出かけく
ださい。

相談窓口は、次の場所で開設し

ております。

余暇相談窓口の場所

- ◎総務部県民文化課
電話 〇四八八 ②九四三六
- ◎熊谷地方県民センター (熊谷)

地方庁舎内)

電話 ②一一一〇

◎熊谷消費生活センター (熊谷市
鎌倉ビル二階)
電話 ②〇九九九

◎場所 母子センター

なお、相談内容などにつきまして
は、秘密が守られますので、ご
安心ください。

心配ごと相談案内 毎月第四火曜日

日常生活
での困りご
とや、心配
ごとでお悩
みのかたは
毎月第四火
曜日に、ご
相談に応じ
ております



季節の話

降り続いてきた雨がちよつと止
む、つゆの晴れ間というより、止
み聞かないの小休止でも、団地の
ベランダは、洗たく物がいつぱい
干してあります。

ので、お気軽にご利用ください。
なお、七月、十月、一月、四月
の相談日には、村が契約している
弁護士も相談に応じております。

◎今後の相談日は次のとおりです。
六月二十八日
七月二十六日(弁護士)
八月二十三日
九月二十七日
十月二十五日(弁護士)

◎相談時間
午前九時三十分から
正午まで

夏雲のわき立つ、あのキラキラ
した太陽が、なつかしくなるのも
このごろです。

衛生関係行事予定表

月	行事	対象者	場所	時間
6	6日 3ヶ月児相談	52年3月生れ	母子センター	1:30
	13日 3種混合	50.1.1~50.6.30	〃	〃
	15日 日本脳炎	48.4.2~49.4.1	〃	〃
	16日 乳幼児一斉検診	51.4.2~51.9.30	〃	〃
	17日 乳幼児一斉検診	51.10.1~52.4.1	〃	〃
	20日 妊婦検診	村内の妊婦全員	〃	〃
	22日 日本脳炎	48.4.2~49.4.1	〃	〃
7	18日 妊婦検診	村内の妊婦全員	〃	〃
	15日 妊婦検診	〃	〃	〃
	18日~27日 住民検診	〃	村内18カ所	9:30~3:00

※ この表は予定ですので、変更することがあります。

胃がんの自覚症状
 早期胃がんとは
 胃の構造は、内側から粘膜・粘
 膜下層・筋肉層・漿膜の四層にな
 るしい

胃がんは、胃がんは恐ろしい
 病氣と思つていますが、これから
 述べることをご理解ください。胃
 がんで死ぬことはありません。

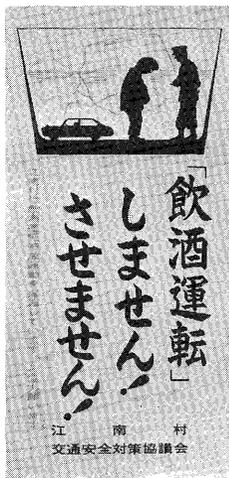
胃がん(年に一度は) 検診を

ついでに

胃がんは、胃がんは恐ろしい
 病氣と思つていますが、これから
 述べることをご理解ください。胃
 がんで死ぬことはありません。

飲酒運転を 追放しましょう

飲酒運転が、いかに危険なもの
 か身をもって体験されたかたも多
 いと思います。



飲酒運転が、いかに危険なもの
 か身をもって体験されたかたも多
 いと思います。

保証人と連帯保証人

保証人は、借金、不動産の売
 買時、貸借などの場合に依頼
 されます。

松竹大歌舞伎熊谷公演

主催 埼玉県熊谷産業文化協会

日 七月二十四日(日)

開演時間 昼の部 午前11時30分

夜の部 午後4時30分

会場 熊谷会館ホール

出演者 實川延若 中村芝翫

中村吉右衛門ほか

演目 一 本朝廿四孝(十種)

二 お目見得口上

三 伊賀越道中双六

四 女伊達

入場料 特等 二、八〇〇円

一等 二、三〇〇円 二等 一、

七〇〇円 三等 一、〇〇〇円

前売開始 六月三日午前十時から

●7月は参議院議員選挙

あなたの一票が生きた街づくりに!

NHK 浦和放送局では、浦和FM85.1MHz(鉄交83.5MHz)で
 開票速報をお伝えします。



NHK 浦和放送局
 浦和市常盤5-1-21
 0488(33)2041